

第五條 毎年二回定期昇給ヲ該定セラレタシ

但シ現在日給平錢以下ノモノニハ金十錢宛値上セラレタシ

第六條 賞與金ハ年收ノ五分ヲ支給セラレタシ

第七條 解雇手當ヲ一ヶ年勤續ニ對シ日給四十日分ヲ支給セラレタシ

但シヶ年末滿八月割ノ事

以後一ヶ年ヲ増ス毎ニ日給十五日分ヲ加算セラレタシ

第八條 退職手當ヲ支給セラレタシ

滿一ヶ年勤續ニ對シ日給十五日分ヲ以後一ヶ年ヲ増ス毎ニ五日分ヲ

加算セラレタシ

第九條 獎勵法ハ責任數十台トシテ以上一名ヲ増ス毎

一割ヲ支給セラレタシ

日本勞傷總同盟東京草土組合西新井支部

(別記ニ)

回 答

第一條 簡閱點呼應召ノ場合ハ其ノ當日限り日給ノ全額ヲ支給ス

第二條 入營期間前ノ勤續年ニ限り通算ス

第三條 但シ其時ノ事情ニ依リ或ハ定日ヲ限り日給ノ全額ヲ支給スヨトラス

第四條 殘業ハ二時間割ニ分五厘ヲ支給ス

第五條 毎年回十二月ニ於テ定期昇給ヲ行フ但シ勤勉ニシテ技術進歩

シク且ツ品行方正ナルモノトス

現任日給平錢以下ノモノニハ金十錢宛値上

第六條 賞與金ハ繁用ニヨリ内規ニ準ズ

第七條 解雇手當ヲ一ヶ年ニ對シ日給十五日分ヲ支給ス

但シ以後一ヶ年ヲ増ス毎ニ日給五日分ヲ加算ス

但シ不都合ノ行爲アリ解雇スル場合ハ此ノ限リニアラス